

# 問題パート⑧(解答)

▼ 次の記述について、正しいものには( )に“○”を、誤ったものには“×”を記入願います。

① 外国貨物は、すべて区分し、「さし札」を付して蔵置しなければならない。(×)

理由:基本通達42-3(同時蔵置)の各条件に該当する貨物については、税関における取締り上、支障がない場合には、同時に蔵置することが可能です。

② 内部監査の目的は、不適切な処理を早期に発見するとともに、事故又は非違の防止を図ることである。(○)

理由:資料16頁を参照願います。

③ 非違の合計点数が100点を超えた場合、当該非違のあった保税蔵置場は、蔵置場の許可が取消されるが、1年経過した場合には、改めて新規に許可を受けることができる。(×)

理由:関税法第43条第1号の規定により、許可を取り消された者で3年を経過していない場合は、税関長は許可しないことができるかとされておりますので、3年を経過しない限り、改めて許可を受けることはできません。

④ 社内における教育訓練は、自社のCPに沿って従業者の変更の都度、実施すればよい。(×)

理由:従業員の変更時には当然、教育訓練を実施する必要はありますが、その他の保税担当者に対しても、最低年1回以上、継続的に実施していただくようお願いいたします。

⑤ NACCS参加の保税蔵置場において、NACCSの「業務種別」が「CY」又は「保税・CY」となっていれば、コンテナの状態蔵置場へ搬入し、輸入申告を行うことは可能である。(○)

理由:NACCSの業務種別が「CY」又は「保税・CY」となっていれば、NACCS上、コンテナヤードと全く同様に通関することができますが、コンテナ貨物を蔵置場に搬入する場合は「BIA」ではなく、「CYA」、搬出は「CYO」になりますので留意願います。